

○厚生労働省告示第百十号

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省告示第三十六号）第十八条の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

なお、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十六号）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

令和五年三月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定による子ども手当とする。